

被災された方へのお知らせ

このたびは、謹んでお見舞い申し上げます。被災された方々に、次のような支援を行います。支援の可否など、詳細は電話等でお問い合わせください。

1 被害認定調査 及び リ災証明書の発行について

※以下の支援を受ける場合や、加入されている損害保険等でリ災証明書が必要となることがあります。その際は、まず被害認定調査を受けてください。

○ 被災建物の被害認定調査 被災した世帯に調査員（区職員）がお伺いし、建物（住居・事業所）の被害状況について調査を行います。下段「リ災証明書」の発行にあたり、事前に被害認定調査を行う必要があります。なお、火災によるリ災証明書は、管轄の消防署にて発行します。 ＜被害認定基準の目安＞ <table border="1"> <tr> <td>全壊</td><td>建物全部が倒壊、流出、埋没、焼失により居住のための基本的機能を喪失したもの、または、損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。</td></tr> <tr> <td>大規模半壊</td><td>建物が半壊し、構造耐力上の主要な部分を含む大規模修繕が必要なもの。</td></tr> <tr> <td>中規模半壊</td><td>建物が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修が必要なもの。</td></tr> <tr> <td>半壊</td><td>損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。</td></tr> <tr> <td>準半壊</td><td>半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。</td></tr> <tr> <td>準半壊に至らない（一部損壊）</td><td>損壊の程度が準半壊に達しないもの。</td></tr> <tr> <td>床上浸水</td><td>住家における浸水が床面（畳敷きにあつては、畳を除いた床面）以上に達したもの。</td></tr> <tr> <td>床下浸水</td><td>住家における浸水が床上浸水に達しないもの。</td></tr> <tr> <td>土間上浸水</td><td>事業所建物（店舗、工場、事業所など）における浸水が建物内の床面（土間コンクリートなど）以上に達したもの。</td></tr> </table> ○ リ災証明書の発行 上記調査の結果、被害があったと認められる世帯に対して発行します。発行の手数料は無料です。	全壊	建物全部が倒壊、流出、埋没、焼失により居住のための基本的機能を喪失したもの、または、損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。	大規模半壊	建物が半壊し、構造耐力上の主要な部分を含む大規模修繕が必要なもの。	中規模半壊	建物が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修が必要なもの。	半壊	損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。	準半壊	半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。	準半壊に至らない（一部損壊）	損壊の程度が準半壊に達しないもの。	床上浸水	住家における浸水が床面（畳敷きにあつては、畳を除いた床面）以上に達したもの。	床下浸水	住家における浸水が床上浸水に達しないもの。	土間上浸水	事業所建物（店舗、工場、事業所など）における浸水が建物内の床面（土間コンクリートなど）以上に達したもの。	地域課地域係 3312-2111 （区役所代表） 又は以下の 各地域活動係 井草 3394-0462 西荻 3301-0981 荻窪 3398-8261 阿佐谷 5364-9902 高円寺 3317-6561 高井戸 3333-5399 永福和泉 5300-9311
全壊	建物全部が倒壊、流出、埋没、焼失により居住のための基本的機能を喪失したもの、または、損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。																		
大規模半壊	建物が半壊し、構造耐力上の主要な部分を含む大規模修繕が必要なもの。																		
中規模半壊	建物が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修が必要なもの。																		
半壊	損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。																		
準半壊	半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。																		
準半壊に至らない（一部損壊）	損壊の程度が準半壊に達しないもの。																		
床上浸水	住家における浸水が床面（畳敷きにあつては、畳を除いた床面）以上に達したもの。																		
床下浸水	住家における浸水が床上浸水に達しないもの。																		
土間上浸水	事業所建物（店舗、工場、事業所など）における浸水が建物内の床面（土間コンクリートなど）以上に達したもの。																		

2 応急処置（消毒、ごみ出し、応急資金など）について

○ 災害見舞金の支給 災害により住居等に床上浸水（事業所は土間上浸水）または半壊以上の被害を受け、日常生活を営むことができなくなった場合（事業所は置いてある商品等が被害を受け、事業を営むことができなくなった場合）に、見舞金を支給します。ただし、被害が明らかに建築設計又は施工上の原因によると認められる場合は、対象となりません。 ○ 災害弔慰金の支給（法に定める大規模な災害が対象です） 災害によりお亡くなりになった方（関連死を含みます）のご遺族に弔慰金を支給します。支給額は亡くなられた方が生計維持者であったか否かで異なります。 <u>※リ災証明書が必要になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。</u> ○ 災害障害見舞金の支給（法に定める大規模な災害が対象です） 災害により心身に重度の障害を負った方に見舞金を支給します。支給額は障害を負った方が生計維持者であったか否かで異なります。 ○ 被災者生活再建支援金の支給（法に定める大規模な災害が対象です） リ災証明書が必要です 災害により住家に中規模半壊以上の被害を受けた世帯に、住家の被害程度に応じて基礎支援金を、さらに住家の再建方法に応じて加算支援金を支給します。 なお、住家が半壊でも、その補修費用が著しく高額となり、解体される世帯は全壊扱いとして支援金を支給します。	保健福祉部 管理課 地域福祉係 3312-2111 （区役所代表）
--	--

○ 災害援護資金の貸付（法に定める大規模な災害が対象です） り災証明書が必要です 災害による被害の程度や世帯の状況に応じて、生活の立て直しに要する資金を貸し付ける制度があります（所得制限があります）。申込みにあたっては、り災証明書等の関係書類が必要です。詳しくは、お問い合わせください。	保健福祉部 管理課 地域福祉係 3312-2111 （区役所代表）
○ 家屋等の消毒 浸水の被害を受け、感染症の恐れがある場合には、敷地（屋外）への薬剤散布を行います。また、屋内については、消毒用薬剤の無料配布をしております。	環境課 生活環境担当 3312-2111 （区役所代表）
○ 畳替えのあっせん り災証明書が必要です（コピー可） 災害により被害を受けた方の畳替えのあっせんをします。	防災課 3312-2111 （区役所代表）
○ ごみの収集 り災証明書が必要です 災害により発生したごみに対して、廃棄物処理手数料（粗大ごみ処理手数料等）を減免する制度があります。家庭から生じた被災ごみ（衣類・家具・畳など）の収集は、管轄の清掃事務所が行います。ごみを出す場合は清掃事務所に連絡し、可燃・不燃・粗大ごみに分別してください。また、排出場所については、事前に清掃事務所へ相談してください。 ※事業系ごみについては、事業者が処分してください。	杉並清掃事務所 3392-7281 方南支所 3323-4571
○ 応急小口資金の貸付 り災証明書が必要です 災害により住居に被害を受けた世帯で、当座の復旧資金を必要とする場合には、被災の状況などに応じ最高 50 万円（単身世帯は 30 万円）までの資金の貸付制度があります（所得制限があります）。申込みにあたっては、り災証明書等添付資料が必要です。 杉並福祉事務所 荻窪事務所 3 3 9 8 - 9 1 0 4 高円寺事務所 5 3 0 6 - 2 6 1 1 高井戸事務所 3 3 3 2 - 7 2 2 1	杉並福祉事務所 各事務所 （左欄参照）
○ 住宅修築資金の融資あっせん り災証明書が必要です（コピー可） 災害により住宅に被害を受けた場合、修理に必要な資金を低利で借りることができるように金融機関による融資のあっせんを行います。	住宅課 3312-2111 （区役所代表）
○ 住宅の相談 ①一時避難場所としての住宅について相談をお受けします。 ②民間アパートのあっせんを行います。 ※①・②の相談内容によっては、り災証明書が必要になる場合があります。	①住宅課 3312-2111 （区役所代表） ②杉並区居住支援協議会（住宅課） 5307-0661

※体調不良・不安感などでお困りの場合は、各保健センターへご相談ください。

杉並保健所 荻窪保健センター 3 3 9 1 - 0 0 1 5 上井草保健センター 3 3 9 4 - 1 2 1 2
高井戸保健センター 3 3 3 4 - 4 3 0 4 和泉保健センター 3 3 1 3 - 9 3 3 1
高円寺保健センター 3 3 1 1 - 0 1 1 6

3 復興支援に関する各種事業について

○ 特別区民税・都民税（住民税）及び森林環境税の減免 り災証明書が必要です（コピー可） 災害により住宅や家財に被害を受けた場合には、申請により、納期限の到来していない税額を被害の程度に応じて減免する制度があります。申請書にり災証明書を添付して、納期限までに提出してください。やむを得ず納期限までに提出できない場合は、事前にご相談ください。	課税課 調整担当 3312-2111 （区役所代表）
○ 特別区民税・都民税（住民税）及び森林環境税の書類提出期限・納期限の延長 り災証明書が必要です（コピー可） 災害により、納税者等が期限内に申告、その他書類の提出又は納付もしくは納入ができないと認めるときは、職権又は申請により、当該期限を延長できる場合があります。	

○ 特別区民税・都民税（住民税）及び森林環境税の猶予制度 り災証明書が必要です（コピー可） 災害により被害を受けた方の特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収分）の納付方法について、相談をお受けします。	納税課 納税第一、第二、 第四担当 3312-2111 （区役所代表）
○ 軽自動車税（種別割）の減免 り災証明書が必要です（コピー可） 災害により生活が困難となった場合は、申請により納期限の到来していない税額を減免する制度があります。申請書にり災証明書を添付して、納期限までに提出してください。	課税課 税務管理係 3312-2111 （区役所代表）
○ 国民健康保険料の減免 り災証明書が必要です 住居が災害による被害を受けた場合は、申請により保険料を減免する制度があります（ただし、前年の世帯合計所得金額及び被害の程度、保険等による補てんの状況により減免にならない場合もあります）。	国保年金課 国保資格係 3312-2111 （区役所代表）
○ 国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免 り災証明書が必要です 災害等により著しい損害を受けた場合は、医療機関等での一部負担金の支払いを猶予又は減免する制度があります（収入及び資産により減免にならない場合もあります）。	国保年金課 国保給付係 3312-2111 （区役所代表）
○ 後期高齢者医療保険料の減免 り災証明書が必要です 被保険者及び連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）が所有し、かつ居住する住宅又は家財が災害等により著しい損害を受けた場合は、申請により保険料を減免する制度があります（ただし、世帯の合計所得金額により減免にならない場合もあります）。	国保年金課 高齢者医療係 3312-2111 （区役所代表）
○ 後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予及び減免 り災証明書が必要です 災害等により著しい損害を受けた場合は、医療機関等での一部負担金の支払いを猶予又は減免する制度があります（収入及び資産により減免にならない場合もあります）。	国保年金課 高齢者医療係 3312-2111 （区役所代表）
○ 国民年金保険料の免除 り災証明書が必要です（コピー可） 被保険者（強制加入）又はその世帯員が所有する住宅又は家財等に著しい損害を受け保険料を納付することが困難な場合は、申請により納付を免除する制度があります（ただし、保険等により補てんがある場合は、その分は控除となります）。	国保年金課 国民年金係 5307-0646
○ 国民年金受給権者等の所得による支給停止を行わないための手続き 障害基礎年金の受給権者等で、所得があるために年金の一部または全部が支給停止されている方が、所有する住宅又は家財等に著しい損害を受けられた場合（保険等により補填がある場合はその分を除く）は、申請によりその損害を受けた月から翌年の9月まで支給停止を行いません。 なお、翌年の所得審査の内容によっては、遡って支給停止が行われる場合もありますのであらかじめご了承ください。 <u>※り災証明書が必要となる場合がありますので、手続きの際にご確認ください。</u>	国保年金課 国民年金係 5307-0646
○ 介護保険料及び利用者負担額の減免 り災証明書が必要です（コピー可） 災害で財産に著しい損害を受けた場合は、申請により介護保険料や利用者負担額の減免を受けられる場合があります（被害の程度や保険等の補てんの状況によります）。	介護保険課 資格保険料係 給付係 3312-2111 （区役所代表）
○ 高齢者在宅サービス利用者負担金の免除 り災証明書が必要です（コピー可） 災害により住宅、家財等に著しい損害を受けた場合は、申請により高齢者在宅サービス利用者負担金の免除を受けられる場合があります。	高齢者在宅支援課 管理係 3312-2111 （区役所代表）
○ 保育所等保育料の減額 り災証明書が必要です（コピー可） 災害により、前年所得の10分の1を超える損害を受けた場合には、保育料を減額する制度があります。	保育課 認定・入園係 3312-2111 （区役所代表）
○ 中小企業資金融資のあっせん（災害復旧特例資金等） り災証明書が必要です（コピー可） 災害により被害を受けた中小企業に対し、復旧等のための資金について金融機関に融資のあっせんをします。 <u>※り災証明書は、災害復旧特例資金の融資あっせんを受ける場合のみ必要です。</u>	産業振興センター 就労・経営支援係 創業・経営相談担当 5347-9182

○ 障害福祉サービスの利用者負担額の減免 り災証明書が必要です（コピー可） 障害福祉サービス支給決定障害者等の方が災害により財産に著しい損害を受けた場合は、申請により障害福祉サービスの利用者負担額を減免する制度があります。	障害者施策課 認定・給付係 3312-2111 (区役所代表)
○ 教科書の支給 災害救助法が適用された災害により、区立小中学校に通う児童・生徒が教科書を消失・破損した場合は、無償で教科書の支給が受けられます。また、災害救助法が適用されていない災害においても、就学援助制度の適用を受けている児童・生徒は、無償で教科書の支給が受けられます。	済美教育センター 管理係 6379-3521
○ 就学費用の援助 り災証明書が必要です（コピー可） 国公立の小中学校に通う児童・生徒の保護者の収入が、災害により生活保護を受ける程度まで減少したときは、就学援助制度の適用を受けられる場合があります。	学務課 就学奨励担当 3312-2111 (区役所代表)
○ 学童クラブ利用料の減額およびおやつ代の助成 学童クラブ利用児童の保護者が、災害により就学援助制度の適用を受けた場合は、学童クラブの利用料の減額及びおやつ代の助成が受けられます。	児童青少年課 (児童青少年 センター内) 3393-4760
○ 児童手当・児童育成手当・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成 災害により、住宅、家財等に著しい損害を受けた場合、認定請求期間の延長や所得制限の特例措置があります。	子ども家庭部管理課 子ども医療・ 手当係 3312-2111 (区役所代表)
○ 生活福祉資金の貸付（収入基準及び審査があります） り災証明書が必要です (1)緊急小口資金:被災により生活費が必要な時に、小口の生活費の貸付を行います。 ※被災から1か月以内の申込が必要です。貸付上限額は10万円です。 (2)福祉資金:被災により臨時に必要な経費の貸付を行います。 ※原則として未払い・未契約の費用が対象です。貸付上限額は150万円です。	杉並区社会福祉協議会 生活支援課生活支援係 電話 03-5347-3134

災害を予防するために

○ 水害に備えて 「わが家の水害ハザードマップ」を区役所及び区民事務所にて配布しています。 ※区のホームページでも閲覧できます。	土木計画課 3312-2111 (区役所代表)
○ 防水板設置工事費の助成 区内における家屋の浸水被害の防止または軽減を図るため、住宅の地下出入口などに防水板を設置する場合、工事費用の一部を助成します。対象は区内で住宅、店舗、事務所など（仮設建築物は除く）個人が使用する建築物に防水板を設置及び関連工事を行う個人です。	
○ 土のうの貸出し 浸水防止のため土のうが必要な場合は、貸出しを行っています。急な雨のときは土のうを配布するのが難しいため、早めの連絡をお願いします。	杉並土木事務所 3315-4178
○ 下水道に関するご相談 下水道に関するご相談、お問い合わせは、東京都下水道局にご連絡ください。 ・大雨によるマンホールからの出水、蓋の破損及び外れ。 ・下水の流れが悪い、逆流する。	東京都下水道局 西部第一下水道事務所 杉並出張所 3394-9457
○ 河川に関するお問い合わせ（神田川・善福寺川・妙正寺川） ① 護岸や柵の破損など、河川の維持管理に関することは、区にご連絡ください。 ② 水害の防止・軽減のための河川整備に関することは、東京都にお問い合わせください。	①杉並土木事務所 3315-4178 ②東京都 第三建設事務所 3387-5137

国税・都税について

○ 都税（固定資産税・都市計画税、不動産取得税など）の減免 台風や大雨による床上浸水（地階も含む）、火災による家屋焼失など、災害等の被害にあった固定資産に対する、その年度の被災後の固定資産税・都市計画税について、申請後、納期限が到来していない税額を減免する制度があります。 また、取得した不動産が災害等によって損失した場合には、不動産取得税の減免を受けられる制度があります。 ※個人事業税の減免については、新宿都税事務所（３３６９－７１５１）へご連絡ください。 ※災害（火災、浸水等）が原因で自動車不能使用となり解体した場合は、自動車税の減額制度があります。 詳細は、自動車税コールセンター（３５２５－４０６６）へお問い合わせください。	杉並都税事務所 3393-1171
○ 国税の雑損控除 災害によって、所有する資産が損害を受けた場合には、一定金額の所得控除を受けることができる制度があります。	杉並税務署 3313-1131 荻窪税務署 3392-1111

Memo

